

(2) 小学生（1～3年生）

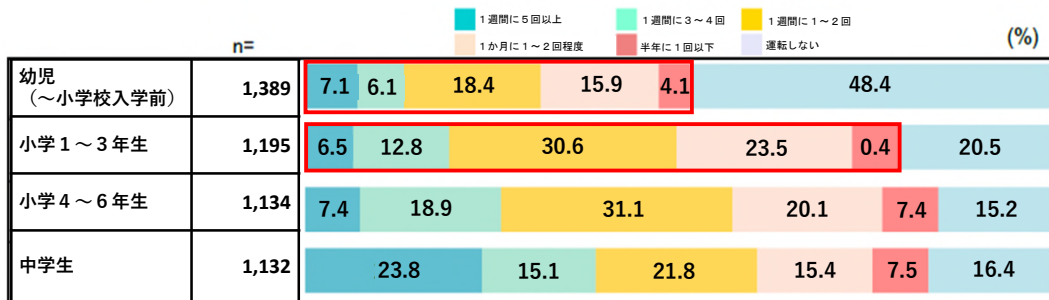
目標

- 正しいブレーキのかけ方で止まること、周りの状況に合わせた速度の調整など自転車の技能を高める。
- 自転車に乗るときは、左側通行を徹底すること、歩道では歩行者が優先でゆっくり通行すること、赤信号、一時停止標識のある交差点では必ず止まることを身に付ける。

交通事故実態等

- 自転車の利用頻度が急激に上昇し、公道を運転する機会も増加する。

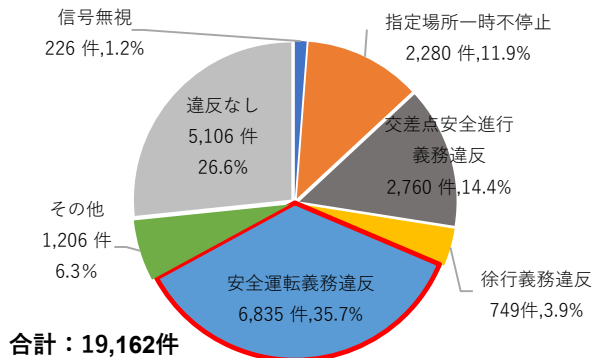
○ こどもの自転車利用頻度



出典：一般財団法人自転車産業振興協会（2022年）2021年度自転車の交通ルールに関する意識調査に関する報告書

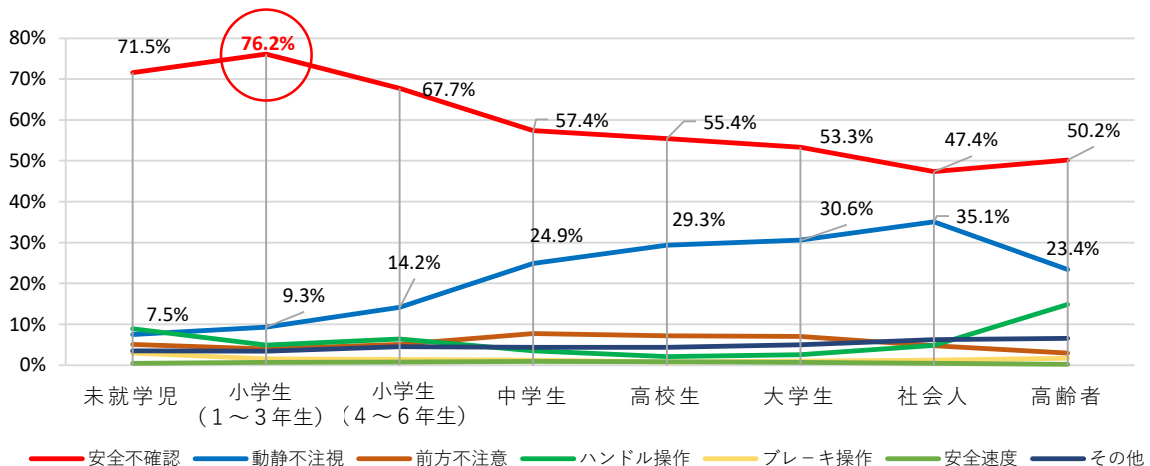
- 自転車事故を起こした原因は安全運転義務違反が最も多く、その中でも「安全不確認」の割合がライフステージ別で最も多い。

○ 小学生（1～3年生）の法令違反別の自転車事故件数（H27～R6合計）



(注) ・自転車が第1当事者又は第2当事者となった事故を計上した。
・ただし、自転車相互の事故は1件とし、第1当事者の年齢層（7歳～9歳）及び違反を計上した。

○ 年齢層別安全運転義務違反の違反行為別構成率（H27～R6合計）



「安全不確認」による事故とは？

「安全不確認」による事故とは、安全確認をしなかった又は安全確認が不十分であったことによる発見の遅れを要因とする事故をいいます。

未就学児と小学生（1～3年生）で安全不確認による事故の割合が高いのは、危険そのものを認識できていないことが要因であると考えられ、「止まる」「見る」「確かめる」を確実に行うことが重要です。

教育に当たっての基本的な考え方

- すべての交通ルールを習得するには理解力・記憶力が未熟であることを考慮して、「安全不確認」による事故に遭わないための交通ルールの習得とその実践に重点を置く。
- 公道での運転機会が増加することから、自転車の通行場所や通行方法について基本を理解し、歩道を通るときは歩行者が優先であることを意識付ける。

教育を行うときのポイント

- ・13歳未満で普通自転車を利用する場合には、歩道を通行することができます。歩道を安全に通行できるように歩道通行のルールを教えましょう。

「技能」の教育内容

項目	習得すべき目標
バランス能力の向上	<ul style="list-style-type: none">・ふらつかずにゆっくり走ることができる・コーナーやカーブを安定して曲ることができる
ブレーキのかけ方	<ul style="list-style-type: none">・正しいブレーキのかけ方で、止まりたい場所で「止まる」ことができる・周りの状況に合わせて速度の調整など適切なブレーキ操作ができる

教育を行うときのポイント

- ・走行技能を向上させるためには、繰り返しの練習が必要です。
- ・乗降時・発進時には、バランスを崩しやすいので、後方の安全を確認し、後方から自動車が近づいてきているときは、自動車が通り過ぎるまで待つよう教えましょう。
- ・雨天時にはブレーキの制動距離が長くなることを教えましょう。

5 「正しいブレーキのかけ方」とは？

ブレーキは、両手でかけるようにしましょう。

ブレーキをかける順番は、静かに後輪ブレーキをかけ（左側のブレーキレバーを握る）、続けて前輪ブレーキをかける（右側のブレーキレバーを握る）ようにしましょう。

片手のブレーキは、前輪又は後輪だけにブレーキがかかり、操縦が困難になったり、車体後部が持ち上がって転倒したりするおそれがあります。

前方に注意し、いつでも「両手でブレーキ」をかけられるようにして運転しましょう。

「知識」の教育内容（★は重点的に教育すべき事項）

※赤字は本ライフステージで新しく追加された内容

項目	重点	習得すべき目標	参照
道路交通法上の自転車の位置付け		・ 自転車は車の仲間であることを理解している	p.105 1
車道の通行方法	★	・ 自転車の通行場所は、車道が原則であり、歩道は例外であることを理解している (13歳未満は歩道を通行することができる) ・ 車道を走るときは、道路の左側端を走らなければいけないことを理解している	p.106 2 ①
歩道の通行方法	★	・ 歩道を通行するときは車道寄りをゆっくり進み、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければいけないことを理解している ・ 歩道上に普通自転車通行指定部分がある場合は、その部分を通行しなければいけないことを理解している	p.109 3 p.24 6 p.24 7
駐輪場所・駐輪方法		・ 人や車が通る場所に駐輪してはいけないことを理解している	p.112 7
交差点の通行方法		・ 交差点がどのような場所であることを理解している ・ 交差点を通行するときは、他の車両と横断歩行者に特に注意し、安全な速度と方法で走らなければいけないことを理解している	p.115 12 p.18 3
信号機の信号等に従う義務	★	・ 基本的な信号の意味（「青」は進むことができる、「赤」は止まる）を理解している ・ 車道を走るときは（原則として）車両用信号に従うこと、歩道を通るときは歩行者用信号に従うことを理解している ・ 右左折時に従わなければいけない信号を理解している	p.112 8
徐行すべき場所	★	・ 身の周りの徐行すべき場所で、ゆっくり走らなければいけないことを理解している	p.113 9 p.16 1
指定場所における一時停止	★	・ 交差点は、事故が起きやすい危ない場所であり、事故に遭わないために、一度止まって、車がないか確認することが大切であることを理解している ・ 「止まれ」の標識・標示の意味を理解している	p.113 10 p.17 2 p.18 3

項目	重点	習得すべき目標	参照
右左折の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・右左折時には、交差点の手前で、道路の左側端に寄って走っていることを理解している ・右折時には交差点を直進し、交差点の側端に沿って右折（二段階右折）をすることを理解している 	p.114 11
踏切の通行方法		<ul style="list-style-type: none"> ・踏切の遮断機が閉じている時（閉じようとしている時）、警報機が鳴っている時は、踏切に入ってはいけないことを理解している ・踏切を通過するときには、踏切の直前で一度止まって、電車が来ていないか安全を確認しなければいけないことを理解している 	p.117 13
ヘルメットの着用	★	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車に乗るときに、自分の命を守るためにヘルメットを着用する必要があることを理解している ・正しいヘルメットの着用の仕方を理解している 	p.120 20 p.24 8 p.32 14
ライトの点灯	★	<ul style="list-style-type: none"> ・日が暮れてから自転車に乗るときは、ライトを点灯しなければいけないことを理解している 	p.119 19
点検整備		<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の各部の名称と最低限の点検項目（「ぶたはしゃべる」）を理解している 	p.120 21 p.25 9

教育を行うときのポイント

- ・多くの小学1～3年生は、自転車で公道デビューし、自転車の利用が増える時期です。保護者と行動する機会を通じて、繰り返し交通ルールを教えましょう。
- ・交通ルールを教えるときは、イラストや写真を示しながら教えましょう。また、こどもの理解度を確認するときには、交通ルールテスト等を活用しましょう。
- ・交通ルールを守りながら実際に公道を走行する実践的な教育は効果的です。行動を共にする保護者や大人がこどもの模範になるようにしましょう。
- ・ヘルメットを正しく着用しているか、自転車の点検ができているか、保護者が一緒に確認をしましょう。

Column3

「5つの左」で安全運転

愛知県警察では、普通自転車の安全利用を呼び掛ける合言葉『自転車のルール「5つの左」』を活用して交通安全教育を行ったり、YouTube（動画サイト）で自転車利用時のポイントを説明しています。

- ①車道の左側を走る、②左側から乗る、③左足をつく、
④ブレーキは左から、⑤左側に降りる



愛知県警察YouTube

6 歩道の通行方法 (参照：p.109「3」自転車の通行方法と通行場所【歩道】)

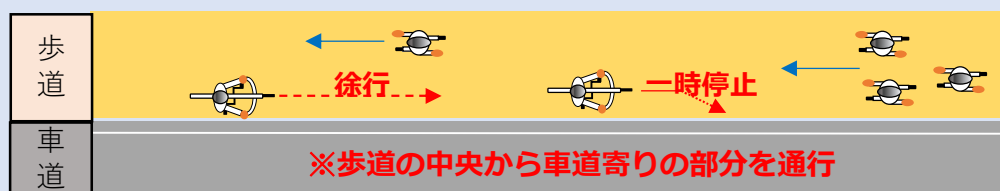
小学生は普通自転車で歩道を通行することができますが、その場合でも歩行者を優先しなければいけません。

歩道を通行するときは、

- ・歩道の中央から車道寄りの部分をゆっくり進むこと
- ・歩行者にぶつかりそうなときは、一時停止しなければいけないこと
- ・特に高齢者や身体の不自由な人といった配慮が必要な人に注意する必要があること

を歩行者の安全のため理解し、実践するように教育しましょう。

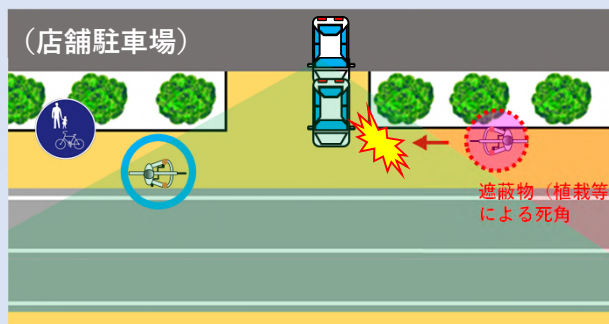
また、歩行者が多い場合や歩道が狭い場合には、事故を起こさないために、自転車から降りて押し歩きをすることが習慣となるようにしましょう。



7 歩道で車道寄りを通行しなければならない理由

(参照：p.109「3」自転車の通行方法と通行場所【歩道】)

普通自転車で歩道を通行するときに、歩道の中央から車道寄りの部分を通行しなければいけないのは、道路外の施設や交差道路から出てくる自動車との距離を確保して、自動車から自転車を発見しやすくし、ブレーキをかける時間を確保し、事故を防止するため



8 正しいヘルメットの着用の仕方 (参照：p.120「20」ヘルメットの着用)

ヘルメットは、頭のサイズに合ったものを着用するようにしましょう。正しく着用しないと、事故時の衝撃を十分に吸収できずに頭を守れない可能性があります。メーカーの取扱説明書等を確認し、正しく着用しましょう。

● ヘルメットの選び方

実際に試着し、自分の「頭囲」にあったサイズを選びましょう。

さまざまな種類が販売されています。購入の際は、自転車専門店やホームセンターへ。

SGマーク、JCFマークなどの安全認証マークが付いているヘルメットは安全基準をクリアしています。

● ヘルメットのかぶり方

眉の上あたりまで深くかぶる

ヘルメットは水平にかぶる

あごひもは指が1,2本入る程度

あごひものV字の位置が耳の下にくる

一度でも強い衝撃を受けたヘルメットは衝撃吸収効果が失われています。外見に傷がなくても買い換えましょう。

(イラスト出典：全国共済農業協同組合連合会)

9 「ぶたはしゃべる」で自転車点検（参照：p.120「21 点検整備」）

自転車で交通事故を起こさない、遭わないために、自転車の点検整備がとても大切です。「ぶたはしゃべる」を合言葉に、日々の自転車点検を心掛けましょう。
 ※「は」を「ハンドル」とするケースなど、自転車点検の合言葉は様々あります。



(イラスト出典：内閣府)

「行動・態度」の教育内容（★は重点的に教育すべき事項）

項目	重点	習得すべき目標
交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の徹底	★	・交差点に入るときや道路外の施設や場所から道路に出るときに、「止まる」「見る」「確かめる」をすることが習慣化している
歩行者保護の重要性の理解と実践	★	・歩道では速度を落とし、人とぶつからない間隔を空けて、周りをよく見ながら通ることができる ・高齢者や身体の不自由な人といった特に配慮が必要な人に対しては、安全のために十分な余裕を持って進路を譲ることができる

10 カーブミラーに注目

カーブミラーは、自転車や自動車の運転者から見えない場所にいる車両や歩行者の存在を知らせるため、「交差点や道路の曲がり角、急カーブの見とおしの悪い場所」に設置されています。

カーブミラーが設置されている場所を通行するときには、他の車両や歩行者がいないか確認しましょう。

また、カーブミラーでも見えない場合もあるので、カーブミラーを見るだけでなく、交差点ではしっかり止まって自分の目で安全を確認しましょう。

★カーブミラーを見る時の注意点★

① 死角がある

カーブミラーを確認するだけでは見えない箇所（死角）があります。交差点では十分に速度を落とし、自分の目で安全を確認しましょう。

② 遠くに見える

カーブミラーに映る自動車や歩行者は小さく、遠くにいるように見えます。映った相手の距離や速度を把握しづらいので注意が必要です。

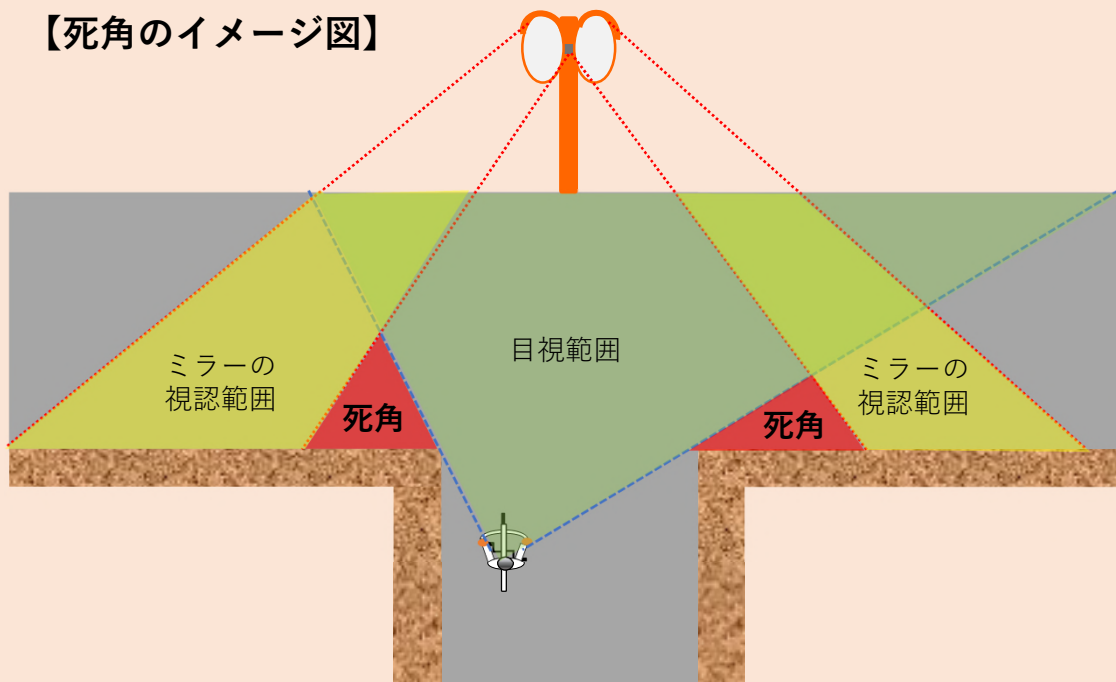
③ 反対に見える

カーブミラーは鏡なので、映ったものが左右反対に見えます。間違っ

④ 夜間等は見えづらい

無灯火の自転車や暗い色の服を着ている歩行者は見えづらいことがあります。特に、夜間や雨天等の場合は見えづらいので、必ず自分の目で安全を確認し

【死角のイメージ図】



※死角は運転者の位置、交差点の形状、カーブミラーの位置等で変化します。

※カーブミラーは、自動車の走行位置（道路の左側）から見ることを前提として設置されているため、道路の右側からではミラーの視認範囲や死角が異なり、進行している車両や歩行者の姿を確認できない場合があります。